

受付印

耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書

年 月 日

十日町市長 様

住 所

申告者氏名
(納税義務者)(名称)

電話番号 ()

(個人番号又は法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法附則第15条の9第1項(第15条の9の2第1項)に規定する耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、同条第2項及び十日町市税条例附則第9条の2第7項の規定に基づき申告します。

家屋の所在	十日町市		
家屋番号 <small>※未登記の場合は記入不要です。</small>			
種類	専用住宅 ・ 共同住宅 ・ 併用住宅		
構造	木造 ・ 非木造 () 階建		
延床面積	m ²	併用住宅にあっては そのうちの住宅部分 床面積	m ²
建築年月日 <small>※昭和57年1月1日以前から所在する 住宅であること</small>	年	月	日
登記年月日 <small>※未登記の場合は記入不要です。</small>	年	月	日
耐震改修完了年月日	年	月	日
耐震改修に要した費用	円	50万円を超えることが 必須要件	
認定長期優良住宅の 該当の有無	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		
備考	<small>※改修工事完了後、3か月以内に本申告書を提出できなかった場合、その理由を記入してください。</small>		

※ 添付書類

- (1)増改築等工事証明書又は住宅耐震改修証明書
- (2)改修工事に要した費用が確認できる書類の写し(工事見積書、契約書、工事費用の領収書等)
- (3)長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し(該当する場合のみ)

※ 改修工事完了後3か月以内に提出してください。

耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額について

この申告書は、耐震改修工事が完了した住宅の固定資産税の減額適用を受ける場合に、その家屋の所有者から申告していただくものです。

1 概要

- (1)昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和13年3月31日までの間に耐震改修工事が完了した家屋の固定資産税額(上限120㎡)の2分の1を減額します。
※併用住宅の場合、減額の対象となるのは居住部分のみとなります。
※平成29年4月1日から令和13年3月31日までの間に耐震改修を行った住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては固定資産税額(上限120㎡)の3分の2を減額します。
- (2)減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度1年分です。

2 対象となる家屋

- (1)昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。
- (2)耐震基準に適合する住宅であること。
- (3)併用住宅は居住床面積が全体床面積の2分の1以上であること。

3 対象となる耐震改修工事

改修工事に要した費用の額が1戸当たり50万円を超えるものであること。

4 提出書類

耐震改修工事完了後3か月以内に、申告書に次の書類を添付して提出してください。

- (1)増改築等工事証明書又は住宅耐震改修証明書
- (2)改修工事に要した費用が確認できる書類の写し(工事見積書、契約書、工事費用の領収書等)
- (3)長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し(該当する場合のみ)

※増改築等工事証明書は都道府県知事が登録した建築事務所に所属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行します。

※住宅耐震改修証明書は地方公共団体(十日町市都市計画課)が発行します。

5 提出先

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所 総務部 税務課 家屋資産税係
電話 025-755-5131(直通)